

(がん具用煙火)

第 25 条 がん具用煙火は、火災予防上支障がある場所で消費してはならない。

2 がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、炎、火花又は高温体との接近を避けなければならない。

3 火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号）第 91 条第 2 号で定める数量の 5 分の 1 以上同号で定める数量以下のがん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防災処理を施したおおいをしなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、一定の場所におけるがん具用煙火の消費の禁止及びがん具用煙火の貯蔵、取扱いについて規定したものである。

1 第 1 項

(1) 「がん具用煙火」とは、がん具として用いられる煙火、その他これらに類する煙火であって火薬類取締法施行規則第 1 条の 5 で規定するものをいい、本条の第 1 項及び第 2 項は火薬類取締法施行規則第 9 1 条第 2 号に定める数量（火薬又は爆薬の合計が 25 kg、ただし、クラッカーボールにあっては 5 kg）以下のがん具用煙火について適用する。

なお、社団法人日本煙火協会が自主的に行う検査に合格したがん具用煙火には、安全基準等に適合していることを証する表示（図 1 参照）及び合格を証する表示（図 2 参照）が付されている。

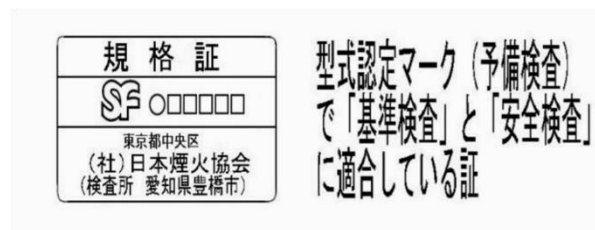


図 1 規格証

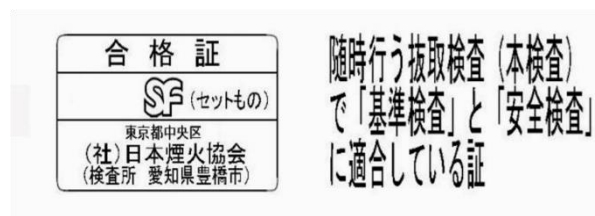


図 2 合格証

この検査は、日本煙火協会がん具煙火検査所で行っており、検査内容は、次のとおりである。

ア 火薬類取締法に適合しているか否かをみる「基準検査」

イ 花火の構造、燃焼現象や使い方の表示の確認テストをするとともに、実際に着火して危険の有無を調べる「安全検査」

- (2) 「火災予防上支障のある場所」とは、がん具用煙火の種類により異なる場合もあるが、おおむね次に掲げるような場所をいう。

ア 危険物、指定可燃物、火薬類、高圧ガス等引火爆発の危険がある物品及び可燃物等がある付近の場所

イ 建物の内部、建物と建物の間の狭い場所、家屋の密集した場所及び交通の頻繁な路上等

ウ 強風注意報等が発令されている区域

2 第2項

「炎、火花又は高温体との接近」の防止措置とは、次の例によること。

- (1) がん具用煙火の近くで、有炎火を発生させる火気使用設備器具を使用しない。
- (2) 炊事場、風呂場等で使用する熱源により高温となる場所から安全な距離をとるか、又は不燃材料等で区画する。
- (3) 店頭で陳列する容器には、ふた又は覆いを用い、たばこの吸い殻等の火源が入ることを防止する。
- (4) 裸電球等の発熱体との接近を避ける。

3 第3項

第3項は、火薬類取締法施行規則第91条第2号で定める数量の5分の1以上同号で定める数量以下のがん具用煙火について適用する。これは、一定数量以上のまとまった量のがん具用煙火についての安全措置規定である。

- (1) 「不燃性容器」には、難燃性の容器は含まれないものであること。
- (2) 「防火処理を施した覆い」は、原則として法第8条の3第1項に規定する防火性能を有するものであること。